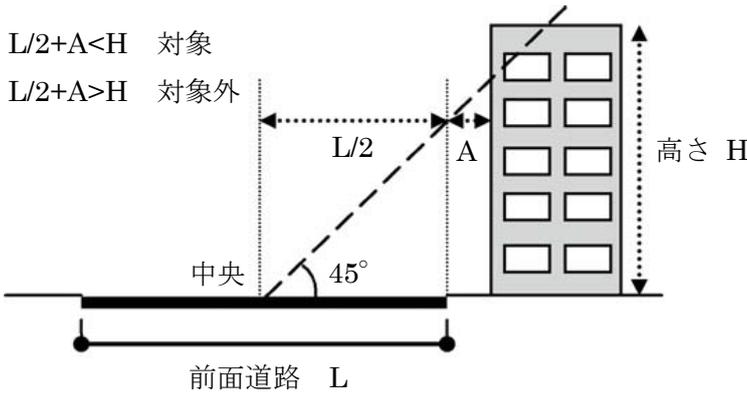
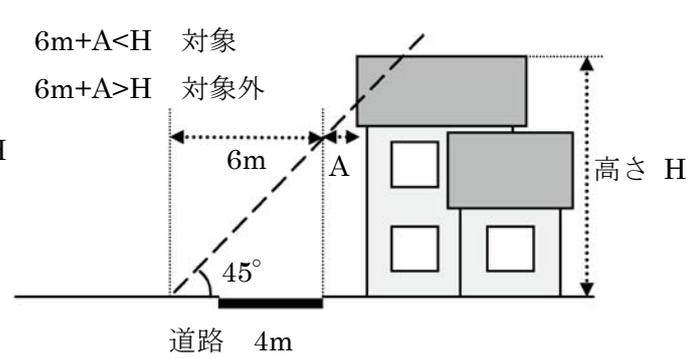


一定の高さ以上の建築物

(1) 前面道路の幅員が 12m を超える場合



(2) 前面道路の幅員が 12m 以下の場合



《参考》法令上の定義では、下記のようになっています。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成 7 年政令第 429 号）

第 4 条 （略）そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

- 一 12 m 以下の場合 6 m
- 二 12 m を超える場合 前面道路の幅員の 1/2 に相当する距離

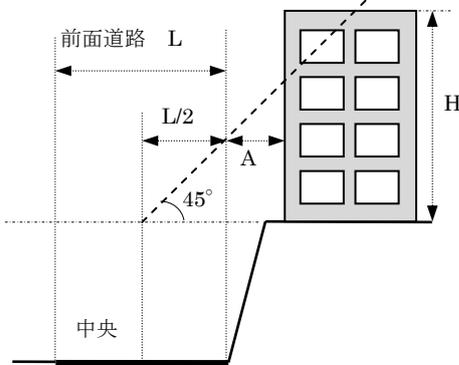
横浜市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成 26 年横浜市規則第 46 号）

第 2 条 （略）前面道路の路面の中心が建築物の地盤面よりも高い場合とする。

2 （略）政令第 4 条各号に規定する距離に、当該建築物の地盤面と同条の前面道路の路面の中心との高低差を加えたものとする。

《例》道路と敷地に高低差がある場合（前面道路の幅員が 12m を超える場合を例とする。）

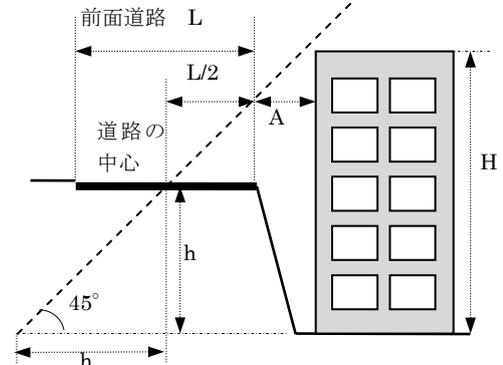
・道路よりも敷地が高い場合



建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第 4 条各号の規定による。

$L/2+A < H$  対象  
 $L/2+A > H$  対象外

・道路よりも敷地が低い場合



横浜市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第 2 条第 2 項の規定による。（道路と敷地の高低差を加える。）

$L/2+A+h < H$  対象  
 $L/2+A+h > H$  対象外